

## 公益社団法人花巻市シルバー人材センター理事及び監事候補者選考要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人花巻市シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第13条第1項の規定により、総会において理事及び監事を選任するために、その候補者を選考する手続きを定めるものとする。

### (候補者の推薦)

第2条 理事会は、必要に応じ理事、監事候補者選考委員会（以下「委員会」という。）を設け、この委員会において、正会員及び特別会員並びに学識経験者で理事及び監事にふさわしい候補者を選考し、これを総会に推薦するものとする。

### (委員会)

第3条 委員会は、次の基準により選出された選考委員をもって構成する。

理事のうちから 若干名

地域を代表する者 若干名

- 2 選考委員は、理事会の承認を得て理事長が選任する。
- 3 選考委員の中から互選により、選考委員長を選出する。
- 4 選考委員長は、委員会を運営し、代表する。
- 5 選考委員の任期は、定款第16条を準用する。

### (委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか選考にあたっての必要な事項は、委員会において定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。